

2007年8月20日

御中

社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
理事長 高岡 正

障害者自立支援法に関する要望

障害者自立支援法（以下、自立支援法）が規定する地域生活支援事業が昨年10月より実施されています。私たち中途失聴・難聴者に関係の深いコミュニケーション支援事業も地域生活支援事業の中に位置付けられ法定事業としての取り組みがされていますが、中途失聴・難聴者のコミュニケーション実態に対する調査、また現在に至るまでのコミュニケーション支援事業の分析・評価がなされないままに事業が実施されており、そのためサービスの低下、地域格差が起きております。自立支援法のフォローアップにあたり下記の通り要望致します。よろしくご検討をお願い申し上げます。

記

1. 要約筆記者の派遣事業などコミュニケーション支援事業は利用者の負担無く実施されるよう、法に明記することを求めます。これまでの社会参加促進事業において、本事業は利用者の自己負担無く実施されてきました。利用者に自己負担を求めることは従来のサービスのレベルを低下させないという政府方針に反します。また、コミュニケーションは相互の意思の疎通のために行われるもので、コミュニケーション支援は聞えない人のためだけではなく聞える人のためのものでもあります。社会的に活発に活動しようとするればするほど負担の大きくなる「応益負担」は自立を阻害します。コミュニケーション支援事業は利用者の個人負担無く実施されるべきと考えます。

2. 要約筆記者の派遣事業は、今まで一部の市町村を除き、多くの地域では都道府県が事業を実施してきました。しかし自立支援法がこの事業を市町村の必須事業と規定したため、市町村の事業実施体制整備を待たずに、派遣事業が都道府県より市町村に移管されております。その結果一部の都道府県では、市町村による要約筆記者派遣事業が開始されず、従来は都道府県の要約筆記者派遣サービスを受けることが出来た利用者が派遣サービスを受けられない事例が出ております。

自立支援法第77条第2項は、このような事例での都道府県の事業代替を都道府県の裁量としておりますが、このような場合の事業代替を都道府県の「義務」としてください。

3. 中途失聴・難聴者のコミュニケーション手段は非常に様々です。そのような中途失聴・難聴者が集まり、話し合う時の共通のコミュニケーション手段がOHP（オーバーヘッドプロジェクター）などを利用した“全体投影”の方法による要約筆記です。

（多くの場合は、個人対象のノートテークではありません）。また、聞こえる人にとっても難聴者にどういう言葉が伝わっているかを確認するためでもあります。自立支援法制定以前は、このような場面への要約筆記者の派遣を「団体派遣」という言い方で多くの都道府県が実施していました。しかし自立支援法制定後、「地域生活支援事業の支援対象は個人である」として、要約筆記者の利用を個人に限定しようとする都道府県、市町村が出てきています。ここには、「共通のコミュニケーション手段を使って、話し合い交流し合おう」という中途失聴・難聴者のコミュニケーション・ニーズに対する無理解があります。また、「20人の中途失聴・難聴者が集まるのであれば20組のノートテーカーを用意すればよい」という、行政効率を無視した中途失聴・難聴者のコミュニケーションに対する形式的な理解があります。

自立支援法「地域生活支援事業実施要綱」の「コミュニケーション支援事業」の対象者に「聴覚障害者の主な構成員とする団体、集合体」を加えてください。また、市町村域を超えた都道府県レベルの団体、集合体に対する「団体派遣」は都道府県の事業としてください。市町村レベルの団体、集合体に対する「団体派遣」は市町村の事業としてください。

4. 中途失聴・難聴者がコミュニケーション支援を必要とする場所は、居住している市町村に限りません。一部の都道府県、市町村では居住市町村外での要約筆記者の派遣を認めなかったり、また支援を必要とする場所までの要約筆記者の交通費を利用者に請求するところがあります。

居住市町村外でのコミュニケーション支援を、居住市町村と同じ条件で受けられるように「地域生活支援事業実施要綱」に明記してください。

5. 要約筆記者養成事業について、“要約筆記者”の養成事業がいまだ実施されていないことから、都道府県の「サービス・相談員、指導者育成事業」に明記されていません。これを必須事業として「地域生活支援事業実施要綱」に明記してください。

“要約筆記者”の養成について先行する都道府県を、国が積極的に支援することを求めます。

6. 中途失聴・難聴者のコミュニケーション方法習得、ITリテラシー（利活用）向上のための事業が都道府県、市町村事業に規定されていることを国が周知することを求めます。

7. FM電波や赤外線、ブルーツース、磁気誘導などを利用した補聴援助システム、電話機の補聴機能など、「日常生活用具給付事業」対象機種に聞こえを補う装置、器具を追加するよう、国が例示することを求めます。

8. 補聴器の給付基準価格を改定することを求めます。

以上